



いきいき元気あつぷ 健康体操教室日程

9:45~受付 10:00~11:30体操教室

	みなくる	東公民館	西春別ふれあいセンター
3月	9日(木)	14日(火)	28日(火)

※会場の都合や天候、新型コロナウイルス感染症の状況により予定を変更することがあります。

参加費無料

- 参加対象者**
- ①65歳以上の方で、体力、気力の低下が気になる方
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動してみたい方(64歳以下でも可)
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。
- ※検温、マスク、手指消毒など感染症予防についてもご協力をお願いします。

地域包括支援センターは、
高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。
■申込み・問合せ/TEL79-5500(直通) 役場1階福祉部内

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

元気に年を重ねるための 今月のいきいき情報!

ふれあい・いきいきサロンで 健康体操を一緒にしませんか?

令和5年度から、ふれあい・いきいきサロン「友遊(別海)」「遊楽(西春別)」「遊海(尾岱沼)」で、健康体操を定期実施します。加齢により筋肉や骨、脳機能が低下しやすくなりますが、それを予防するためには定期的な「運動」と「交流」が効果的です。

交流の場であるサロンの時間を少しお借りして、初心者の方でも簡単にできる健康体操をご紹介します。

また、リハビリに関わっている専門職や地域包括支援センター職員がサロンへお邪魔し、健康の事や介護の相談などもお受けします。

健康体操を実施する日時や専門職の訪問日程などは、地域包括支援センターへお問い合わせください。

上下水道課から

水道などの 使用に関する お知らせ

水道と下水道の使用の手続きについて

次に該当する場合は、届け出が必要ですので、下記担当にご連絡ください。

- 売買などによって住宅の所有者が変わる場合
- 住宅を新築または引っ越しで水道や下水道の使用を開始する場合
- 引っ越しにより住宅の水道や下水道の使用を休止する場合
- 事業の開始や休止によって用途が変わる場合

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書によるお支払いのほか、口座振替がご利用できます。

■口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口に、通帳と通帳の印鑑をご持参の上、お申し込みください。

■口座振替が利用できる金融機関と口座振替日

金融機関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫本店・各支店、全国のゆうちょ銀行	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

※振替日が土曜日、日曜日、祝日、金融機関の休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

■注意事項

毎月の振替日前に必ず口座残高をご確認ください。

残高不足による未納が3カ月間続いた場合、翌月以降は納入通知書によりお支払いいただきます。

長期間不在にするなどで水道を使用しない場合

事前に休止の届け出をすることで基本料金はかからなくなります。

ただし、今後使用する予定がない住宅や施設であっても、水道に接続している場合はメーター器が給水管に設置されているため、毎月メーター使用料のみ請求されます。

水道の廃止には、メーター器の撤去工事に1万5千円の費用がかかります。撤去工事を希望される方は、下記担当までご連絡ください。

水道の止め忘れにご注意ください

水は暮らしに欠かすことのできない貴重な資源です。水道の蛇口の止め忘れやトイレのレバーの戻し忘れをしてしまうと、水が流れたままとなり、貴重な資源が無駄になりますので、一人一人が意識し、水を大切に使いましょう。

問合せ/管理担当(内線4513)

令和4年度 定期学校監査報告書の公表

地方自治法第199条第1項、第4項の規定により実施した、令和4年度定期学校監査の結果報告書を令和5年1月27日に町長へ提出したので公表します。

別海町監査委員 竹中 仁・外山 浩司

■監査の実施期間

令和4年11月1日から8日までの内4日間

■監査の対象

中春別小学校、中春別中学校、野付小学校、野付中学校、野付幼稚園

■監査の範囲

令和4年度（4月1日から8月31日）における財務などに関する事務の執行状況

■監査の方法

小中学校や幼稚園所管の財務などに関する事務が法令などに従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿や証拠書類との照合などのほか、担当職員からの説明聴取により実施した。

■監査の結果

本年度監査の対象とした学校などについて、所管する財務事務は適正に執行されているものと認められた。
また、備品や学校図書などの管理、実験薬品の整理や保管については、教育委員会事務局からの通知や指導により改善が進み、おおむね適正に管理されていることを確認した。

町ホームページ
検索キーワード

令和4年度定期学校監査



問合せ／監査委員事務局（内線2810）

令和4年度 定期監査報告書の公表

地方自治法第199条第1項、第4項の規定により実施した、令和4年度定期監査の結果報告書を令和5年1月27日に町長へ提出したので公表します。

別海町監査委員 竹中 仁・外山 浩司

■監査の実施期間

令和4年11月22日から12月6日までの内7日間

■監査の範囲

令和4年度（4月1日から10月31日）に執行された事業や財務などに関する事の執行状況

■監査の方法

各部課などが分掌する事務や事業が関係法令に従い、適切かつ効率的に執行されているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料と関係書類を審査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

■監査の結果

本年度の監査結果について、監査の対象とした事業や事務処理などは、おおむね適正に執行されているものと認められる。

よって、本監査において検討または改善を求める事項は無いので、今後も情報の共有により各部署が統一した認識の下、事務の執行などに努められたい。

町ホームページ
検索キーワード

令和4年度定期監査



問合せ／監査委員事務局（内線2810）